

国民健康保険からのお知らせ

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や
雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

- ①65歳未満の方で、雇用保険の**特定受給資格者・特定理由離職者**として失業等給付を受ける方。
(ただし、離職日時時点で65歳未満の場合は対象となります。)
- ②雇用保険受給者資格者証の**離職日**が平成21年3月31日以降で、離職理由コードが次の番号に該当する方。

離職理由コード：11・12・21・22・23・31・32・33・34

(①・②どちらとも該当する方が対象となります。)

【軽減額】

国民健康保険税は、前年の所得等により算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行ないます。

【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日～平成22年3月30日)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険が軽減されます。

ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

【申請に必要なもの】

雇用保険受給者資格者証・印鑑

軽減を受けるには申請が必要です。

制度の詳しい説明は、保健福祉課国民健康保険係へお問い合わせください。

《お問い合わせ先: 曾於市役所 保健福祉課》

末吉支所 国保係 0986-76-8806

大隅支所 国保介護係 099-482-5924

財部支所 国保介護係 0986-72-0935